

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社キングジム			コード	7962
提出日	2025/9/1	異動（予定）日	2025/9/18		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）														異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	垣内 恵子	社外取締役	○												○		有		
2	岩城みずほ	社外取締役	○												○		有		
3	平木いくみ	社外取締役	○												○		有		
4	倉島 薫	社外取締役	○												○	新任	有		
5	今堀 克彦	社外監査役	○									○					有		
6	林 陽子	社外監査役	○												○		有		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		垣内恵子氏は、弁護士としての豊富な経験、幅広い見識および実績を有しており、当該経験、見識および実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したためです。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準を満たしております。
2		岩城みずほ氏は、放送業界での経験と金融商品に関する幅広い知見を有しており、当該経験や知見を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したためです。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準を満たしております。
3		平木いくみ氏は、マーケティング論の専門家としての幅広い見識と実績を有しており、当該見識や実績を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したためです。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準を満たしております。
4		倉島薫氏は、海外の事業運営における豊富な経験と経営者としての見識を有しており、当該経験や見識を活かして、当社取締役会における適切な意思決定および経営監督を行っていただくことが期待できる人物であると判断したためです。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準を満たしております。
5	当社と今堀克彦氏が所長を務める秀和特許事務所との間には特許等の出願申請代行等の取引が存在しますが、軽微な取引であることから、当社としては独立役員の要件を充足しているものと考えております。	今堀克彦氏は、弁理士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実に期待できるものと判断したためです。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準を満たしております。
6		林陽子氏は、税理士としての財務および会計に関する専門的立場から、的確な助言と監査による経営の監視機能の充実に期待できるものと判断したためです。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれなく、東京証券取引所の定めるガイドラインの基準を満たしております。

4. 補足説明

＜独立性に関する基準＞ 当社における社外役員の独立性に関する基準は以下のとおりであります。 ・当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役または社外監査役が、以下のいずれにも該当してはならないこととしております。 ⅰ. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者 ⅱ. 当社の主要な取引先またはその業務執行者 ⅲ. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう） ⅳ. 最近1年間において、上記ⅰからⅲまでのいずれかに該当していた者 ⅳ. 次のaからcまでのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の二親等内の親族 a. 上記ⅰからⅳまでに掲げる者 b. 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役） c. 最近1年間においてbまたは当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者または業務執行者でない取締役）に該当していた者 (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2％または1億円のいずれか高い方の額以上の支払いを、当社または当社の子会社から受けた者をいいます。 2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2％以上の支払いを、当社に行った者をいいます。 3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外の報酬が当該コンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者および当該団体に過去に所属していた者をいう）の売上（総報酬額）の2％または1,000万円のいずれか高い方の額以上の金銭または財産を当社または当社の子会社から得ていることをいいます。	
--	--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。